

アグレコ一般条件

重要：以下のアグレコ一般条件、を注意してお読みください。特に第 2.6 条、「損失補償」（第 7 条）、「終了」（第 9 条）、「終了の効果」（第 10 条）、「責任免除」（第 13 条）、「海損法及び裁判管轄」（第 19 条）、および両当事者の責任に関するその他の条項を注意してお読みください。本見積書に署名することにより、賃借人は本契約の全ての条件を完全に理解し、承諾したことを確認し、同意することになります。

1 定義

「アグレコ」とは、アグレコ・ジャパン株式会社（所在地：〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-1 エース九段ビル 4 階、詳細は見積書に記載）を意味します。同社は日本で法人化され、この表現には、文脈上認められる場合にはその権利の継承者および譲受人が含まれます。

「本契約」とは、見積書に関して、その見積書およびアグレコ一般条項により構成される、アグレコと賃借人との間で締結されるレンタル契約（その後の改訂、修正、または補正を含みます）を意味し、アグレコにより書面上の別段の合意がなければ、賃借人が定めた条件、および同契約に明示的に組み込まれていない表明、保証、または通信は除外されます。

「契約日」とは、見積書に関して、賃借人が関連する見積書を承諾し、これに署名した日を意味します。

「試運転エンジニア」とは、納品後に機器を設置し、試運転を行う技師を意味します。

「損害補償」とは、賃借人がその料金を支払った場合には、アグレコが第 5 条に基づき提供する機器の損害に対する補償を意味します。

「機器」とは、見積書に一覧されている機器を意味します（記載されている機器のあらゆる部分と、その装備品および追加部品のほか、契約日の前後にかかわらず、行われたすべての交換および更新が含まれます）。

「賃借人」とは、見積書に関して、その見積書に記載されている個人を意味し、「賃借人」という表現に 2 人以上が含まれている場合、ここに定められる賃借人の責任は連帯責任となります。

「最低期間」とは、見積書に特定される本契約の最低レンタル期間を意味します。

「最低レンタル料金」とは、見積書に記載されている、賃借人がアグレコに支払う必要がある最低レンタル料金を意味します。

「月」とは、暦月を意味します。

「料金」とは、見積書に関して、その見積書において特定される金額を意味します。

「見積書」とは、アグレコに関連する賃借人によって提供される見積書を意味します。

「レンタル料金」とは、すべての見積書に関して、見積書に提示された条件に基づいて算出されたレンタル料金を意味します。これは物品およびサービスに課税される税金は含まれません。

「常駐エンジニア」とは、賃借人の現場に常駐し、機器の設置、試運転、メンテナンス、および日常の使用に関する全体的な指示を与える技師を意味します。

「不安定国」とは、キューバ共和国、朝鮮民主主義人民共和国、イラン・イスラム共和国、スーダン共和国、シリアアラブ共和国、ミャンマー、ジンバブエ共和国を意味します。

「スタンバイ料金」とは、見積書に関して、見積書に提示された条件に基づいて算出されたスタンバイ料金を意味します。これは物品およびサービスに課税される税金は含まれません。

「レンタル期間」とは、見積書に指定される本契約の有効期間を意味します（この表現には、両当事者により書面にて合意かつ確認されたレンタル期間の早期終了または延長を含むレンタル期間の変更が含まれるものとします）。

「週」とは、7 日間を意味します。

2 料金および納品

2.1 賃借人は、本契約に従い、アグレコにレンタル料金を支払うものとします。期日ごとのレンタル料金の支払いは、本契約の重要な部分とされます。

2.2 本契約に基づいて賃借人が支払うべき金額には、物品およびサービスの税金、またはその代わり、もしくはその追加として課税される可能性があるそれに類似する性質の税金（日本、またはそれ以外の国で課税されるかどうかにかかわらず）は含まれません。該当する税金がある場合には、賃借人が、支払うべき金額に加え、有効な税率にてその期限日または関連する法律に定められるその他の時期に支払うものとします。

2.3 機器の輸送と設置は、見積書に定められる方法で手配されるものとします。機器の設置またはメンテナンスサービスに試運転エンジニアおよびまたは常駐エンジニアが賃借人によって選択された場合、賃借人は、その料金を本契約に従ってアグレコに支払うものとします。

2.4 本契約に基づいて賃借人が支払う必要があると見積られている金額は、減額、相殺請求、源泉徴収、または反訴要求されることに基づき、すべて支払われるものとします。賃借人（またはその代理人）が、税金の名目で、本契約に基づいてアグレコが受領した、または受領すべき金額から、もしくはそれを参考にして算出される除税または源泉徴収あるいは支払いを行うことが法律により義務付けられる場合、税金の名目により関連する除税、源泉徴収、または支払いに関して賃借人が支払うべき金額は、そのような除税、源泉徴収、または支払いが行われた後で、そのような除税、源泉徴収、または支払いがなかった場合にアグレコが受け取る金額に等しい純粋金額をアグレコが期限通りに受領し、それを保持できるように（かかる除税、源泉徴収、または支払いに関する負担がないように）必要な範囲で増加されるものとします。

2.5 賃借人は、期限が過ぎたすべての金額の利息を、その金額が支払い期限となった日から、その金額が支払われた日またはアグレコにより受領された日のいずれかまで（判決の前後両方において）、年率 12% の日割計算でアグレコに支払うものとします。

2.6 アグレコが承諾した見積書に提示される日以降になっても、アグレコの合理的なコントロールを超えた何らかの理由により、アグレコが機器を納品できなかった場合、賃借人の救済手段は、アグレコの事前の書面による通知によって契約を終了する権利に制限され、アグレコは、機器を納品できなかったために賃借人が被った損失または損害に対しては責任を負わないものとします。

2.7 賃借人は、本契約に従い、機器が賃借人に納品された時点からアグレコに返却される時点まで、あらゆる原因による機器の損失または損害に対して責任を負うものとします。

3 操作および使用に関する義務

3.1 レンタル期間中、賃借人は以下を行うものとします。

3.1 機器が適切に使用・維持されるようにし、アグレコおよびメーカーが定める機器のメンテナンス基準に従って機器が常に良好かつ修理された運転状態にあることを維持します（多少の損耗や傷は除きます）。

3.2 常に、機器の使用、操作、手入れ、および修理に関して機器メーカーにより提示されたすべての要件を、自己負担で遵守します。機器の引渡しを受ける前、または引渡しを受けた時点で、賃借人はすべての機器の詳細に習熟するものとします。

3.3 機器またはその一部の検査およびまたは試験、および/または必要とされるメンテナンス、分解修理、交換、修理、または変更を行うため、アグレコおよびアグレコにより許可された者が、賃借人への 1 日目の通知を行った上で、機器が設置または維持されている賃借人の敷地内に、合理的な時期にはいつでも入場することを許可します。

3.4 アグレコから要請があった場合は、アグレコに機器の場所または機器の設置予定場所を通知します。

3.5 不安定国の領土に機器を輸送せず、または輸送することを意図しません。

3.6 常に機器を所有下および管理下に置き、アグレコからの事前の書面同意なく、同機器またはその一部を、それが設置または維持されている敷地内から、または維持されている敷地内の場所から移動したり、機器またはその一部が定着物となるように敷地に固定したり、そのような固定を許可しません。またアグレコから要請された時点で、アグレコに機器の所在を速やかに通知します。

3.7 見積書に指定される方法で機器の日常メンテナンスを行い、別段書面にてアグレコにより許可されない限り、機器を改造したり、機器の既存コンポーネントを取り外したり、アグレコに関連する修理を行いません。

3.8 機器に行ったすべてのメンテナンスに関する正確で完全な最新の記録を維持、提供し、アグレコまたはその権限ある代理人が、その記録をいつても合理的な通知を行った上で検討できるようにします。賃借人が占有する機器に関する記録はアグレコの所有物となり、賃借人はレンタル期間の終了または満了時、もしくは機器の回収または返却時に、第 5 条に従ってその記録を引き渡すものとします。

3.9 修理またはその他のいかなる理由にもかかわらず、機器またはその権利の売却、売却のための申込み、譲渡、買入れ、抵当権の設定、もしくはその所有権または管理権の放棄、あるいはその取引を行った、機器またはその一部の抵当権を設定、作成を許可しません。

3.10 機器の正常な作動状態を維持するため、機器の損失、破損、または欠陥、もしくは機器の修理や調整の必要性をアグレコに速やかに通知します。上記にかかわらず、アグレコはかかる通知を受け即時で、機器に対する修理の必要性およびまた必要と判断した場合にはその適切な方法を用いて決定し、機器にアクセスできるものとします。

3.11 機器が課税された場合、または差し押さえの対象となった場合、もしくはそのおそれがある場合は、アグレコに速やかに通知し、アグレコに対し、かかる措置を原因とするすべての敷地および損害を賠償します。

3.12 本契約に関連して、または本契約から発生する、および/または機器が設置されている敷地に関して支払うべき、政府または関連当局により課されるすべての税金、関税、ライセンス料、その他の料金を期日通りに支払い、アグレコから要求された場合はそのような支払いのすべての領収書を提示します。

3.13 機器がアグレコの所有物であることを示す、アグレコにより提供されるプレートやマークが機器に取り付けられるようにし、かかるプレートやマークが機器に取り付けられた状態を保ち、消されたり、汚されたり、覆われないようにします。アグレコは、本条の遵守を確実にするために、合理的なあらゆる時期に機器にアクセスできるものとします。

3.14 すべての欠け、合わない、または破損しているコンポーネントを、取り外したものと同一タイプまたは類似する製造元およびモデルのコンポーネント、もしくは改善された、またはより高度なバージョンのコンポーネントと交換します。また多少の損耗や傷および法的な没収を含め、いかなる方法、者または原因によって引き起こされた機器やその一部の損失、破損または損害に対して全ての責任を負います。また、前述の場合を除いて、レンタル期間中、アグレコから書面による同意を得ることなく、機器を変更したり、既存のコンポーネントを機器から取り除かないものとします。ただし、取り外したものと同一タイプまたは類似する製造元およびモデルのコンポーネント、もしくは改善された、またはより高度なバージョンのコンポーネントと速やかに交換する場合はこの限りではありません。賃借人は、機器内部または機器に対して行われたすべての代用、交換、更新、追加が、その時期にかかわらずアグレコの所有物となることをここに保証するものとします。

4 保険

4.1 機器の再調達価額全額以上を補償する「財産のオールリスク保険契約」、路上および賃借人の現場における使用中の両方で予期しない原因や事故による機器自体の損失または損害に対する「輸送保険契約」ならびに第三者への損失または損害に対する「第三者賠償責任保険」により、賃借人は、自己負担にて、アグレコと賃借人の連名にてそれぞれの権利および利益に関して保険をかけるものとします。

4.2 賃借人は、前述のように機器の全権利に関して保険契約書において（多少の損耗や傷を除き）指定するものとします。賃借人は、保険契約に基づき支払うべきすべての保険料を期限通りに支払い、保険契約の効力を維持するために必要なすべてを行うものとします。保険契約に基づくすべての支払いがアグレコに直接行われることを述べた条件に関しては、アグレコが保険を手配した場合に義務付けられる場合と同じ条件及び例外を規定するものとします。

4.3 賃借人は、第 4.1 条に規定される保険の補償請求に関する超過分アグレコに補償するものとします。

4.4 賃借人は、アグレコから事前の書面同意を得ることなく、機器または第三者の損失または損害に関していかなる契約または保険契約に基づいても、請求を回収および/または示談に対する目的で、アグレコおよび賃借人のそれぞれの名前において、行為をしないものとします。賃借人は、機器に関する保険を害する、その効果を低下させる、それに影響を与える、またはそれを無効にするような行動、事項、または状況を自ら行ったり、許可したり、被らねないようにするものとします。

5 損害補償

5.1 賃借人が損害補償料金を支払う場合、アグレコは、5.2 条の規定に従い、以下の機器の損害について自己負担で支払います。

(a) ひこみ、傷、かた、またはガラスのひび、
(b) 刺傷または変色したペンキもしくは落書き、または
(c) その他の規模の小さい損傷
(d) ただし、修繕にかかる費用が機器の合計再調達価額の 10% 未満、または 700,000 円のいずれか低い方を限度とします。

5.2 損害補償は、以下を原因とするまたは以下に起因する損害には適用されません。

(a) 機器の誤用、乱用、過負荷、
(b) 注油不足またはアグレコの修理要件の遵守の懈怠、
(c) 過負荷または人工的な電流、定格に満たない延長リード、電動ツール、機械または自動充電レギュレーターの使用、または
(d) 賃借人による一般条件の違反

5.3 機器の損害の修繕にかかる費用が損害補償の金額よりも大きい場合、賃借人は、その差額および一般条件に基づいて支払いが義務付けられるその他の金額を、検査の 14 日以内に支払う必要があります。

5.4 機器の損害が修理の域を超えた場合、賃借人はアグレコに交換機器の再調達価格の金額を支払うことにより損失を補償すべきであることを、疑義を避けるためにここに明確化します。

5.5 アグレコは、機器の返却時に機器の検査を行い、検査から 14 日以内に損害または損失の詳細を賃借人に提供します。

6 機器の返却

6.1 見積書に別段の規定がない限り、賃借人は本契約の満了時または早期終了時に、アグレコが指定する住所にて、良好かつ修理された運転状態にある（多少の損耗や傷を除きます）機器をアグレコに引き渡すことを約束し、すべての機器の輸送費（固定具の取り外し費用およびすべての分解費を含みます）と配送費は賃借人が負担し、また、賃借人は、機器がアグレコの敷地内に配達されるまで、機器の保険を（本契約の第 4 条に定める条件に従い）継続する責任を負います。

6.2 賃借人が、アグレコに起因しない何らかの理由により、速やかに機器をアグレコに返却しなかった場合、賃借人は、代替コスト全額がアグレコに支払われるまで、時価による機器の代替コストおよび機器の料金を支払う責めを負うものとします。

7 損失補償

7.1 アグレコ、その社員、使用人、および代理人が被る可能性のある、以下に関連して、または以下から発生するすべての行為、請求、コスト、費用（弁護士費用を含みます）、罰金、賠償金、債務、訴訟手続き、判決、および直接的または間接的な損失、またはこれらに関連する請求、手続き、行為、または調査に対し、賃借人は、アグレコ、その従業員、使用人、および代理人を補償するものとします。

(a) 賃借人による、本契約のいずれかの条項（機器の所在の確認、機器の占有、その後の機器の保護、保険加入、および/または保管を含むがこれらに限られません）（または本契約に基づく義務）の違反および本契約の条項を施行するためにアグレコにより、またはアグレコのために行われた法的手続きの違反、

(b) 本契約に基づく賃借人による機器のレンタル、使用、操作、および保管（機器と共に提供された燃料を含みます）。これには以下が含まれるが、これらに限定されたものではありません。

(i) 原因を問わない（部分的または全体的な）、すべての損失、損害、または破壊（多少の損耗および傷を除きます（ただし、賃借人の行為または不履行の結果として保険金が回復不能とされる場合はこの限りではありません））。これには差し押さえ、またはその他の法的手続き、もしくは没収を含むその他の損害を含みます。

(ii) 第三者に発生したすべての種類の損失または損害、

(iii) 賃借人により述べられた以外の賃借人による機器の使用を理由として、本契約の締結時またはそれ以降に施行されたかどうかにかかわらず、課税に関連する法令及び規則の課税標準の変更または調整、もしくは、上記法令及び規則の関連の解釈又は構造の変更又は調整を理由として、または、本契約の締結日以降に施行される法令、規則、または命令もしくは規定を理由として、課税に関連する法令の条項に基づいてアグレコが負担する可能性のある債務、追加債務、支払いの請求、アグレコが支払うべき税金または関税の査定または回復、もしくは別割または控除の損失

ただし、本条の損失補償はアグレコまたはその従業員による不正行為または故意による行為の場合、またはアグレコまたはその従業員による故意による行為または重大な過失から発生する死亡または人身傷害の責任に関する場合には適用されないとします。

7.2 賃借人は、機器の使用、操作、および保管、ならびにかかる使用、操作または保管に起因して発生する、もしくはこれに付随して起こるすべての人の人身傷害または死亡（アグレコの故意

